

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

音更町は、国民健康保険に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

音更町長

公表日

令和4年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課決定及び徴収を行う。</p> <p>国民健康保険法及び地方税法、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出または申出)の受理、審査等に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差し止めに関する事務 ⑥国民健康保険税の賦課決定及び徴収に関する事務 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給管理システム、国保市町村事務処理標準システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号利用法別表第一(項番16、30、101)</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法別表第二(情報提供の根拠) 項番1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45,121</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活部町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町総務部情報システム課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町町民生活部町民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選じた評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給管理システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給管理システム		
令和1年6月27日	I 5. ②所属長の役職名	町民課長 青砥 正	町民課長		
令和1年6月27日	IV リスク対策		書式変更に係る新規記載		
令和2年8月7日	I 1. ②事務の概要	追加記載	オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和2年8月7日	I 1. ②事務の概要	追加記載	⑦医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事後	
令和2年8月7日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給管理システム、国保市町村事務処理標準システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、高額療養費支給管理システム、国保市町村事務処理標準システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年8月7日	I 3. 個人番号の利用	追加記載	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月7日	I 4. ②法令上の根拠	番号法別表第二 (情報提供の根拠) 項番1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42, 58, 62, 80, 87, 93, 106, 109 (情報照会の根拠) 項番42,23,44,45	番号利用法別表第二 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87 .88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年3月22日	I 4. ②法令上の根拠	番号利用法別表第二 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87 .88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87 .88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	修正不要だった。
令和4年10月11日	I 3. 法令上の根拠	番号利用法別表第一(項番16、30) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法別表第一(項番16、30、101) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号利用法別表第二 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87 ,88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法別表第二 (情報提供の根拠) 項番 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87 ,88,93,97,106,109,120 (情報照会の根拠) 項番42,43,44,45,121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和4年10月11日	I 7. 請求先	郵便番号080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町総務部情報・防災課	郵便番号080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地 音更町総務部情報システム課		